

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の活動計画

第1 責務

市は、市の区域に大地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、京都府防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、京都府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

第2 災害警戒本部の設置

災害対策本部設置以前の体制として、地震による被害の有無を把握し、市民の避難あるいは災害対策本部設置の判断資料を得るため、災害警戒本部を設置し情報収集に当たる。

1 設置及び閉鎖の決定

(1) 災害警戒本部の設置及び閉鎖については、総務部長、企画政策部長、市民福祉部長、土木建築部長、農林商工部長、上下水道部長、教育次長が協議し、市長に具申し市長が決定する。ただし、京都地方気象台により地震に関する情報が発表された際又は市内に設置されている震度計によって震度4が観測された際は、まず職員又は消防団員の責任者を直ちに監視に派遣した後、協議を行うものとする。

(2) 災害警戒本部長及び職務代理者

災害警戒本部長は市長とする。市長が出張等で不在の場合は、副市長が職務を代理する。

(3) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、総務部総務課に置く。

2 配備体制

災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

配備体制	配備基準
災害警戒本部	震度4が観測され、地震災害の発生その他の状況により、被害が発生するおそれのあるとき。

災害警戒本部体制に要する動員については、本章第2節「動員計画」において定める。

3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として次の業務を行う。

(1) 情報の収集

気象台が発表する地震に関する情報等の収集と初期の被害発生状況の調査

(2) 警戒監視

災害危険箇所周辺の警戒等による異常現象の前兆の把握と危険状況への対処

(3) 関係機関等との連絡調整

京都府、南丹警察署、京都中部広域消防組合等関係機関との相互の情報交換及び活動調整

4 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引継ぐものとする。

5 災害警戒支部の設置

(1) 災害の態様によっては、現地における対策組織が必要となる。この場合、支所長を支部長とする災害警戒支部を設置する。支所長が出張等不在の場合は、地域総務課長が職務を代理する。

(2) 災害警戒支部の職員配備については、各支所ごとにあらかじめ支所長が定める。

(3) 災害警戒支部の業務については、前記災害警戒本部の業務に準ずるものとする。

第3 災害対策本部の設置

1 設置の基準

災害対策本部は、次の基準に達したときに設置する。

(1) 大規模な地震が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

2 設置の決定

災害対策本部の設置は、1に基づき、震度5弱以上を観測したとき、若しくはそれ以下の震度であっても、災害警戒本部の情報収集によって市内に地震による被害が確認され、対策を必要とするときに、総務部長、企画政策部長、市民福祉部長、土木建築部長、農林商工部長、上下水道部長、教育次長が協議し、市長に具申して、市長が決定する。ただし、市の地域で震度6弱以上が観測されたときは、自動的に設置する。

3 災害対策本部室の位置

災害対策本部室は、原則として総務部総務課に設置する。ただし、大規模地震により、総務部総務課が使用不能となった場合は、直ちに各支所を始め公共の施設の被害状況を調査し、安全が確認された施設で市長が認めた場所に設置する。この場合、直ちに職員及び関係機関に周知する。

4 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、一般計画編第3章第1節「災害対策本部等運用計画」資料編3－(2) 南丹市災害対策本部組織図及び資料編3－(3) 南丹市災害対策本部事務分掌表によるものとする。

第4 災害対策本部長の職務代理者の決定

市長が出張等で不在の場合は、副市長が職務を代理する。ただし、時間外において、市長、副市長のいずれもが不在の場合は、登庁した職員のうち、上席の職員が代理するものとする。

第5 その他

上記第4までに定めるものの他、災害対策本部の運用等、必要な事項については、一般計画編第3章第1節第4「災害対策本部」の定めを準用するものとする。

第2節 動員計画

第1 計画の方針

市の地域に地震が発生した場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部要員、職員、消防団員等の動員について、その要領等を定める。

第2 南丹市災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員体制は、資料編3－(6) 災害警戒本部の動員体制によるものとする。

第3 南丹市災害対策本部の動員

震度5弱以上を観測した場合の動員の基準と、特に勤務時間外に震度6弱以上を観測したときの初動体制を次のとおり定めるものとする。

1 動員の基準

資料編3－(7) 災害対策本部の職員動員基準のとおりとする。

2 震度5弱以上を観測した場合の初動体制

(1) 本部要員等に対する伝達

ア 平常勤務時の伝達系統

「一般計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 動員計画 第3南丹市災害対策本部の動員 2動員の要領」を準用するものとする。

※資料編3－(4) 本部員等に対する伝達（平常勤務時の伝達系統）

イ 勤務時間外における伝達系統

「一般計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 動員計画 第3南丹市災害対策本部の動員 2動員の要領」を準用するものとする。

※資料編3－(5) 本部員に対する伝達（勤務時間外の伝達系統）

(2) 動員の方法

ア 勤務時間中の動員伝達は、災害対策本部指令により電話又は連絡員等の方法で、(1)のアの伝達系統で行う。

イ 勤務時間外の場合の動員の伝達は、電話、職員連絡メールシステム、有線放送（CATV）、防災行政無線、広報車又は連絡員等により、(1)のイの伝達系統で行う。

ウ 消防団員の動員については、第3の2の伝達系統により行うが、出動要領については別に定める消防計画による。

3 勤務時間外に震度6弱以上を観測した場合の初動体制

地震が発生した場合の動員は、原則として1の動員基準に基づいて行う。ただし、勤務時間外において震度6弱以上を観測した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、職員は次の留意事項を踏まえて自主的に参集するものとする。

震度6弱以上を観測した場合の参集時の留意事項

1 ↓ 安全確保	自身の身の安全と家族の安全を確保する。
2 ↓ 参集準備	(1) 参集に際しては、原則として、自動車は使用しないこととする。 (2) 参集の際は、作業等に適する服装を着用する。
3 ↓ 人命救助	職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部等に参集する。
4 ↓ 参集	(1) 全職員が自主的にあらゆる手段をもって、災害対策本部等に参集する。 (2) 災害の状況により指定場所への参集が不可能な場合は、最寄りの避難所等公共施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。 (3) 病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもって、その旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
5 ↓ 被害状況の収集・報告	参集途上においては可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
6 ↓ 緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務につくものとする。

※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1 被害状況調査
- 2 地震等情報調査
- 3 災害対策本部の設置
- 4 関係機関等への情報伝達
- 5 防災用資機材の調達・手配
- 6 広報車、有線放送（CATV）、防災行政無線（同報系）等による市民への情報伝達
- 7 支援物資調達準備計画の策定
- 8 安全な避難場所への誘導
- 9 避難所の開設
- 10 広域応援要請の検討

第3節 通信情報連絡活動計画

第1 計画の方針

震災時においては、通信回線の輻輳、寸断等が予想されるため、市、京都府及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、市、京都府及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第2 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

1 南丹市防災行政無線

本庁、各支所等を親局とする移動系が整備されている。

※資料編3－(8) 南丹市防災行政無線

2 京都府防災行政無線

各市町村、防災関係機関等を結ぶ無線で、本市では、市役所及び各支所に設置されている。

3 京都中部広域消防組合の専用連絡回線（有線）

京都中部広域消防組合と南丹市及び各支所との間に災害時専用の連絡回線が設置されている。

4 孤立防止対策用衛星電話

災害に伴う設備故障等により一般の電話が不通になった場合、孤立防止対策用衛星電話により、重要通信を確保する。

※資料編3－(9) 孤立防止対策用衛星電話

5 NTTの災害時優先扱いの電話

害時には災害時優先電話を有効に活用する。

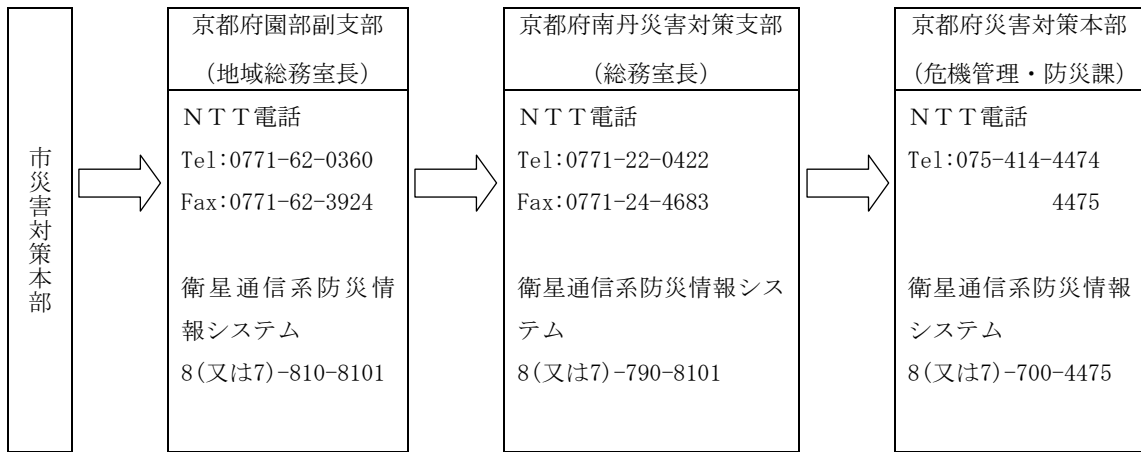
※資料編3－(10) 災害時優先電話一覧表

第3 非常時の通信手段及び系統

大規模な地震の発生により、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合には、次により各防災関係機関相互の通信を確保するものとする。

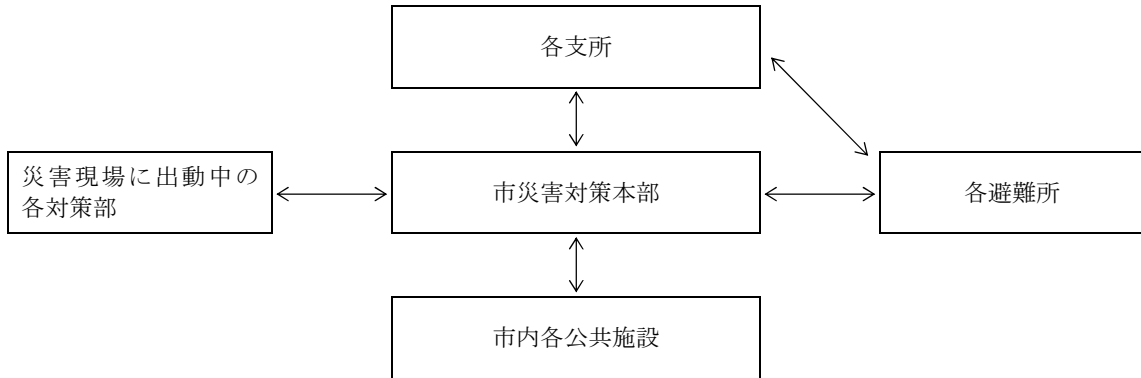
なお、NTT電話による発信は、災害時優先電話を利用する。

1 京都府との連絡



2 各対策部、各支所、市内公共施設及び避難所等

これらの市内防災関係施設間では、N T T 電話、防災行政無線、携帯電話等により連絡を取り合う。



第4 地震情報等の収集と伝達

1 地震情報

京都府震度情報ネットワークシステムにより自動的に得られた地震情報を速やかに各部及び関係機関へ連絡する。

2 火災情報

火災発生の通報は、通常市民からの119番ダイヤルによる。地震時には被災地の電話が通話不能となることを想定して、現地へ情報収集要員を派遣するか、若しくは消防署を通じて火災情報の収集にあたる。また、京都府、ヘリコプター保有消防本部、自衛隊、京都府警察本部等に対し、ヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集に努める。

3 被害状況の確認

各配備職員は、参集段階で経路付近の被害状況を把握し、災害対策本部に初期情報として報告する。

4 その他の災害情報

(1) その他の気象予警報

京都地方気象台等の予警報を基にして状況判断を行う。ただし、市内の雨量等については京都府及び河川情報システム及び土砂災害監視システム等からも情報を収集する。

(2) 異常現象の発見及び通報

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに次の最も近い所に通報する。

ア 市役所又は支所

イ 警察署

ウ 消防署

(3) 市長への通報

異常現象を発見した場合あるいは地域住民から通報を受けた市職員又は消防団員は、直ちに総務課に通報する。総務課は通報内容を判断し、必要と認められる場合には直ちに市長に通報する。

(4) 関係機関への通報

市長は、前項の通報を受けたとき、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに京都府及び関係機関に通報する。

5 情報の報告

市域内に地震災害が発生したときは、本計画の定めるところにより、速やかにその被害状況をとりまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

(1) 被害の認定基準

災害による被害程度の認定に際しては、被害程度の認定基準の定めるところによる。

※資料編 3－(11) 被害程度の認定基準

(2) 報告の要請及び内容

ア 災害情報報告

市域内に地震災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（京都府災害対策本部長）に報告する。

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に京都府に対して行う。

ただし、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を京都府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。また、市が京都府に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、京都府と連絡がとれるようになった後は、京都府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、市は直ちに京都府及び消防庁に報告することとする。

(ア) 報告の内容

- a 被害の概要
- b 市災害対策本部設置の状況
- c 避難準備情報の伝達、避難勧告及び指示の状況
- d 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
- e 応援要請状況
- f 要員及び職員派遣状況
- g 応急措置の概要
- h 救助活動の状況
- i 要望事項
- j その他の状況

(イ) 報告の概要

- a (ア)に掲げる事項が発生次第、その都度、「災害情報の報告様式」（第1号様式）により報告する。
- b 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあつても、迅速に当該情報の報告に努める。

(ウ) 報告の処理系統

市長は、京都府南丹広域災害対策支部長を経由して知事に報告する。

イ 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず迅速性を主とすることが望ましく、「災害概況即報の様式」（第2号様式 災害概況即報）により行う。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告する。

ウ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、「災害概況即報の様式」(第3号様式 災害状況報告)により報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

ただし、知事(京都府災害対策本部長)が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

エ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に「被害状況報告の様式」(第3号様式 災害状況報告)に基づいて報告する。ただし、知事(京都府災害対策本部長)が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

オ 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、京都府の定めるところに従って別に報告する。

カ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

※資料編3-(12) 災害情報の報告様式等

(3) 報告の方法

報告は、最終報告を除き、原則として電話(FAX)をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

通信設備利用に際しては、次の事項に留意する。

ア 電話による場合

「非常電話」、「緊急通話」を利用するものとし、場合によっては「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 電報による場合

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

ウ 京都府防災行政無線による場合

次の通信優先順位により京都府防災行政無線を利用する。

- (ア) 緊急要請
- (イ) 予警報の伝達
- (ウ) 災害対策本部指令及び指示
- (エ) 応急対策報告
- (オ) 被害状況報告
- (カ) その他災害に関する連絡

ウ 西日本旅客鉄道(株)の通信設備の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ、一般

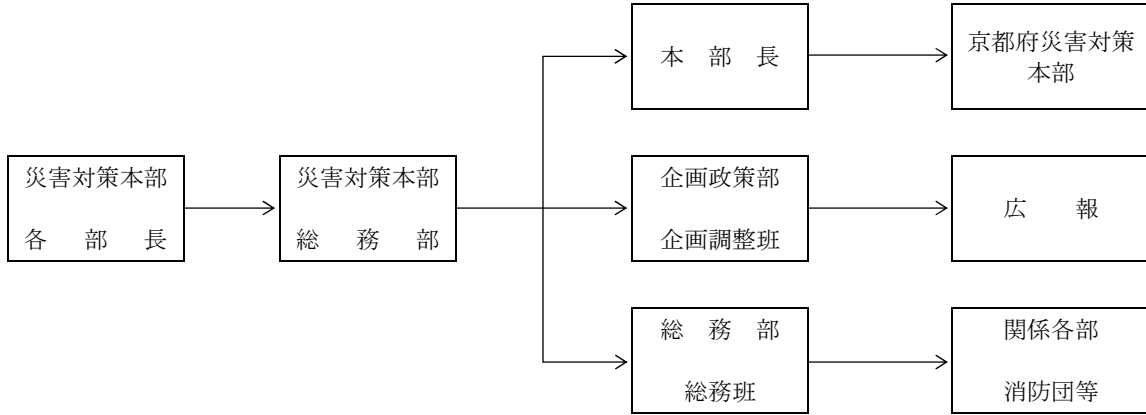
の公衆電話が途絶した場合はJR園部駅の通信設備を利用する。

エ 通信途絶時における措置

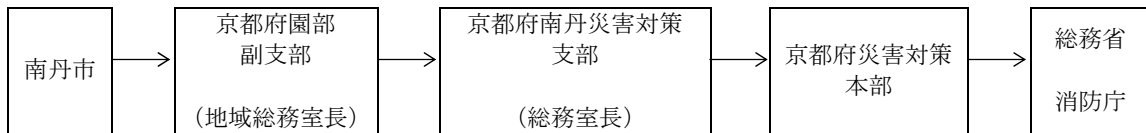
公衆電気電信、JR通信及び京都府防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

6 報告の処理系統

＜災害情報等の伝達系統 一庁内の伝達＞



＜災害情報等の伝達系統 一京都府への報告＞



京都府への連絡先

	NTT電話	衛星通信系防災情報システム
京都府園部副支部 (地域総務室長)	0771-62-0360	8(又は7)-810-8100
京都府南丹災害対策支部 (総務室長)	0771-22-0422	8(又は7)-790-8100
京都府災害対策本部	075-414-4474 075-417-4475	8(又は7)-700-4474

総務省消防庁への連絡先

	平日 【9:30~17:45 震災等応急室】		休日・夜間 【宿直室】	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT電話	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線	7527	7537	7782	7789

7 報告上の留意事項

報告は、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人・棟・世帯・センチメートル・ミリメートル等）は省略する。また、時刻は24時制を採用し、午前・午後

の区別は使用しない等報告の簡略化を図るものとする。

8 平常時における留意事項

- (1) 各種報告の様式及び用語等の周知徹底を期しておく。
- (2) 報告の基礎となる資料を整備しておく。
- (3) J Rの通信設備の具体的な利用方法については、J R園部駅とあらかじめ協議しておく。
- (4) 報告に要する用紙については、必要なものを事前に印刷して保管しておく。また、各用紙とも複写機により複写可能なものとするよう留意する。

9 非常電報の発信

電報頼信紙に電報書体（片仮名）又は通常の文書体（漢字をまじえてもよい。）で、頼信紙の記事欄に「非常」と朱書し、最寄りの無線局に依頼するものとする。

第6 関係機関との連絡

市内の防災関係各機関とは、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第7 無線所有機関及び通信系統

1 市・京都府間の非常通信経路

市は、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合には、非常通信経路による通信を実施する。

※資料編3－(13) 非常通信経路

2 アマチュア無線局利用

これらの無線所有機関には前もって依頼し、必要な事項について十分打合せをしておくものとする。

第8 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定に基づく非常通信の利用を図る。

1 非常無線通信の内容

- (1) 人命の救助に関する事。
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関する事。
- (3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関する事。
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関する事。
- (5) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関する事。

- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (9) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (10) 災害対策基本法第57条の規定に基づき、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (11) 災害対策基本法第79条の規定に基づき指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (12) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (13) 災害救助法第24条及び第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (14) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

2 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- (1) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (2) 地方防災会議及び災害対策本部
- (3) 日本赤十字社
- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力会社
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

3 非常通報の依頼事項

発信を希望する場合は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (2) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (3) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第9 孤立防止対策用衛星電話の使用

防災行政無線電話、加入電話等の途絶に際しては孤立防止対策用衛星電話を活用し、災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。

第10 その他

災害対策本部を設置する以前の各種情報の把握、被害状況等調査、報告は、この計画

に準じて行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」、「災害時ブロードバンド伝言板（web171）」を提供し、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社及びKDDI株式会社（関西総支社）は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第4節 災害広報広聴計画

一般計画編第3章第4節「災害広報広聴計画」を準用するものとする。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

一般計画編第3章第27節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用するものとする。

第6節 被災者救出計画

第1 計画の方針

地震災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出・保護について定める。地震が大規模であればあるほど行政・消防機関による救出が遅れることが予想されるので、市民、自主防災組織等による初期救出の実施が図れるよう、第2章第12節「市民及び自主防災組織等の活動推進計画」の定めにより各種防災施策を実施する。

第2 実施責任者

市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、近隣市町又は京都府及び南丹警察署にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第3 救出の対象者

救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、救出は災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

- 1 地震災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者
 - (1) 地震火災時に火中にとり残された場合
 - (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
 - (3) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
 - (4) 山津波あるいはなだれにより生理めになった場合
 - (5) 電車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客、被災者等の救出が必要な場合
- 2 地震災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者

第4 救出の方法

救出要員は消防団員をもってこれにあてる。

第5 関係機関への要請

消防団員の救出班のみでは救出困難の場合は、京都府南丹広域振興局、南丹警察署、京都中部広域消防組合、近隣市町に協力を要請するとともに、必要に応じて知事に自衛隊の派遣を要請する。

第6 災害救助法による救出の基準

災害救助法施行細則に示される災害にかかったものの救出の基準は、一般計画編第3章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3-1(15) 災害救助法施行細則

第7節 労務供給計画

一般計画編第3章第26節「労務供給計画」を準用するものとする。

第8節 職員派遣要請計画

一般計画編第3章第28節「職員派遣要請計画」を準用するものとする。

第9節 医療・助産計画

一般計画編第3章第13節「医療・助産計画」を準用するものとする。

第10節 消防活動計画

第1 計画の方針

市は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第3章第6節「消防活動計画」の定めるところによるものとする。

第2 初期救出への対処

特に直下型地震による被害が懸念される本市においては、市街地が地震の揺れを増幅しやすい沖積層の上に形成されている所もあり、地震の揺れそのものによる建築物の倒壊から、いち早く負傷者を救出することが重要となってくる。

したがって、倒壊建築物からの負傷者救出を図るものとして次の事項の実施を推進する。

- 1 市民の手による初期救出の実施
- 2 消防活動や救出者の医療機関への搬送等を迅速に行えるよう一般計画編 第3章第21節に定める「道路交通対策計画」の推進、並びに民間事業者も含めた協力体制の整備

第3 地震火災への対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること
- 2 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること
- 3 危険物等の爆発、漏えい等により延焼が拡大すること
- 4 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に波及する大問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第4 大火災等の情報及び報告

地震に起因する火災についての京都府への報告は、第3節第4「5 情報の報告」により市が行う。

この報告は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）の災害即報として行うが、このとき、地震に起因して発生した火災の報告も災害即報として市が行

い、火災等即報は省略できる。(※地震等災害によらない火災の場合の京都府への報告は、火災等即報として京都中部広域消防組合が行う。)

第5 活動計画

1 消防団

地震発生時における消防団の出動及び活動は、次のとおりとする。

- (1) 消防団員に対する火災発生への伝達は、防災行政無線、有線放送、警鐘、電話及びサイレン等によって行う。
- (2) 市職員、消防団員自身が被災し、指揮指令の伝達が行われない場合でも行動出来るマニュアルの整備を行っておく。
- (3) 本市消防機関のみでは対処出来ないときは、消防相互応援協定等に基づいて近隣市町に応援を求める。ただし、同時に多数の場所で火災が発生し、消防機関のみでは消火活動が行えないときは、団員の指導により地域住民の協力を求める。
- (4) 木造建築物が密集している地域では、避難路の確保及び人命救助を最優先とした消防活動を行う。
- (5) 大規模な建築物の倒壊が起こったり、対処不可能な大火災となったときは、市長から知事に対して自衛隊の出動を要請する。なお、緊急の場合又は知事への連絡が不能の場合は、市長が直接自衛隊に災害状況を通知し、事後、知事に報告する。

2 京都中部広域消防組合

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

(2) 火災防ぎょ活動の原則

ア 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 広域避難地及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該広域避難地及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等の火災	当該火災に対応できる装備によって優先して対応する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又はすでに延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(3) 火災防ぎょ活動の区分

ア 分散防ぎょ活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数隊で防ぎょする。
イ 重点防ぎょ活動	延焼火災のうち広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防ぎょ活動	延焼火災のうち広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。

(4) 同時多発火災の防ぎょ対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する消火活動重点地域を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

ア 部隊運用

- (ア) 出動部隊数の調整
- (イ) 活動部隊数の合理化と無線統制
- (ウ) 消防団との連携強化

イ 部隊の確保

- (ア) 非常招集による緊急増強隊の編成
- (イ) 他市町消防応援隊の要請及び活用

ウ その他

- (ア) 出動体制の迅速化
- (イ) ホースの確保
- (ウ) 防火水槽及び自然水利等の活用
- (エ) 広報

(5) 広域断水時火災の防ぎょ対策

- ア 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
- イ 給水タンク車の優先出動と活動
- ウ 有効かつ的確な水利統制
- エ 機械性能の保持及び積載ホースの増強
- オ 火気使用者に対する啓発
- カ 危険区域の重点立入禁止措置

(6) 大規模市街地火災の防ぎょ対策

- ア 初動体制の確立
- イ 火災態様に応じた部隊配備
- ウ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
- エ 延焼阻止線の設定
- オ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

(7) 高層建築物等火災の防ぎょ対策

- ア 活動期における出動隊の任務分担

- イ 排煙、進入時等における資機材の活用
 - ウ 高層建築物等の消防用設備の活用
 - エ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
 - オ 水損防止
- (8) 二次災害の防ぎよ
- 災害発生から数時間～数日後に発生する火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

第11節 災害救助法の適用計画

一般計画編第3章第5節「災害救助法の適用計画」を準用するものとする。

第12節 輸送計画

一般計画編第3章第20節「輸送計画」を準用するものとする。

第13節 道路交通対策計画

一般計画編第3章第21節「道路交通対策計画」を準用するものとする。

第14節 避難対策計画

第1 計画の方針

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための対策を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な方法等について定める。特に地震が大規模である場合の避難所の開設及び学校等の避難対策について、次のとおり定めるものとする。

第2 避難の勧告又は指示

1 実施責任者

区分	実施責任者	根拠法	措置	実施の基準	
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条第1項、第2項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。	
	知事	災害対策基本法第60条第5項		災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	
避難指示	市長	災害対策基本法第60条第1項、第2項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき。	
	知事	災害対策基本法第60条第5項		災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。	
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条		洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。	
	警察官	警察官	災害対策基本法第61条第1項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	市長が立ち退きを指示することができないとき又は市長から要求があったとき。
			警察官職務執行法第4条		天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置をとる。
自衛官	自衛官	自衛隊法第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。	

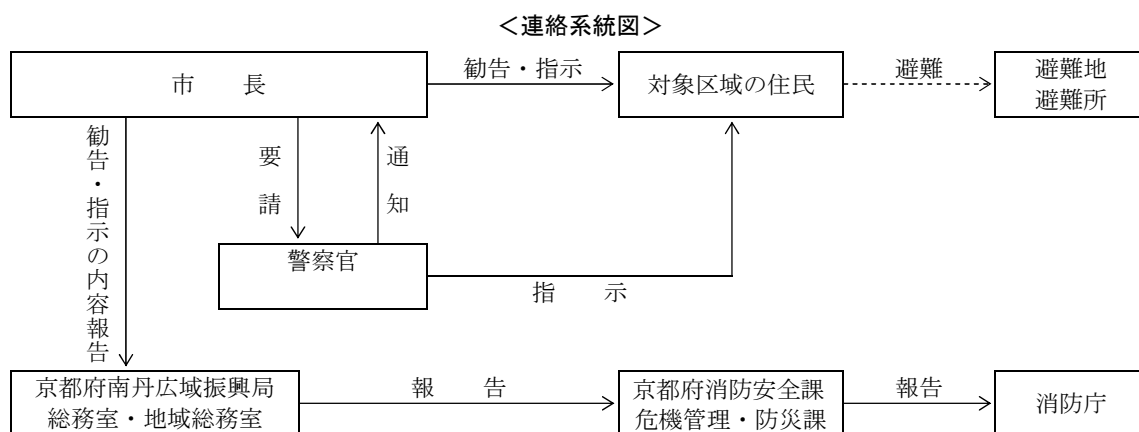
2 避難の勧告・指示の実施

(1) 市長の勧告又は指示

地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。また、必要などときは立ち退き先も指示する。

市長は、勧告又は指示をしたときは速やかに知事に報告する。

また、市長による避難の勧告・指示ができないとき又は市長から要請があったときは、警察官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。



(2) 知事の勧告又は指示

ア 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、市長に代わって(1)の全部又は一部を実施する。

イ 知事は、市長の事務の代行を開始し又は終了したとき、その旨を公示する。

ウ 知事は、市がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるとき、速やかに当該代行に係る事務を市長に引き継ぐ。

エ 知事は、市長の事務の代行を終了したとき、速やかにその旨及び代行した措置を市長に通知する。

(3) 警察官の指示

市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立ち退きを指示する。この場合、警察官は、直ちにその旨市長に通知する。

また、これによって避難の目的が達成できないときは、警察官職務執行法に基づき、必要な限度で避難の措置を講じる。

(4) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置をする。

(5) 洪水のための指示

災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、知事又はその命を受けた京都府の職員又は水防管理者（市長）は、立ち退き又はその準備を指示する。水防管理者（市長）が指示する場合には南丹警察署長にその旨を通知する。

(6) 地すべりのための指示

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、知事又はその命を受けた職員は、必要と認める区域内的の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。この場合、南丹警察署長にその旨を通知する。

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域と避難勧告・指示の違い

避難勧告・指示は、対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は、地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に認められる場合に行う。

2 警戒区域の種類

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

実施者	根拠法	措置	実施の基準
市長	災害対策基本法第63条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のための特に必要と認められるとき。
知事	災害対策基本法第73条第1項		市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。
水防団長、水防団員、消防職員	水防法第21条第1項		水防上緊急の必要がある場合
消防吏員、消防団員	消防法第28条第1項、第36条		火災の現場において消防警戒区域を設定する必要がある場合（水災を除く）
消防長 又は消防署長	消防法第23条の2第1項		火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する
警察署長	消防法第23条の2第2項		消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。
警察官	災害対策基本法第63条第2項ほか		市長（権限の委任を受けた市職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは警戒区域を設定する。
自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第63条第3項		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

第4 避難の勧告等の伝達方法等

1 避難の勧告、指示を行うにあたっては、次の内容を明示する。

(1) 周知事項

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

(2) 注意事項

- ア 避難後の戸締り
- イ 火災の予防
- ウ 携帯品の制限（貴重品、食料、飲料水、日用品等必要最小限のもの）

- 2 対象住民への周知徹底は、有線放送（CATV）、消防無線、広報車、伝達員等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。
- 3 できるだけ市民をパニックにおちいらせないようにするとともに、火災の予防についても警告する。
- 4 知事に対する報告
市長等が避難の勧告・指示を行ったときは、その旨を直ちに京都府南丹広域災害対策支部長を通じ知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。
- 5 関係機関への連絡
 - (1) 施設の管理者への連絡
市内の避難所として利用する学校、公民館、神社、寺院、工場等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。
 - (2) 警察、消防等の機関への連絡
避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に勧告・指示の内容を伝え協力を求める。
 - (3) 隣接市町への連絡
隣接の市町の施設を利用しなければならない避難住民に対し、避難の勧告・指示を行うときは、その内容を直ちに関係市町長へ連絡し協力を求める。

第5 避難の誘導及び移送等

- 1 避難地、避難所
地区の避難地、避難所等は、資料編3-(26)「避難地、避難所」のとおりである。
- 2 避難誘導者
避難住民の誘導整理は、警察官、消防団員等が行うものとし、災害の態様に応じて必要な箇所において誘導整理を行う。この場合、避難経路はできるだけ危険の少ない経路を選定する。
なお、災害時要援護者支援プランが作成されている者は、あらかじめ定められた支援者とともに避難する。
- 3 避難経路の表示
避難地、避難所及びその位置を避難住民に徹底させるため要所ごとに標識を設ける。
- 4 避難の順序
 - (1) 避難の誘導に当たっては、高齢者、幼児、傷病人等を優先して行う。
 - (2) 地震に起因する土砂災害等のおそれがある場合、先に災害を受けると予想される地域住民の避難を優先する。
- 5 避難者の確認・救出

避難の勧告・指示等を発した者は、当該地域に対し、避難終了後、速やかに警察官、消防団員等による巡視を行い、避難し遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。また、避難の勧告・指示等に従わない者については説得に努め、状況によっては強制措置を執る。

市は、災害時要援護者マップに基づき、自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに在宅の要災害時要援護者の安否確認を行うとともに、把握している災害時要援護者情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。また、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

6 移送の方法

- (1) 避難は、自主避難を原則とするが、孤立地域又は避難中に危険がある場合あるいは高齢者、傷病者等通常的手段では避難できない住民については、市が車両等により移送する。
- (2) 被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、市において処置できないときは、京都府南丹災害対策支部へ連絡して応援要請する。

7 避難所の仮設

避難所に適する施設がないか、又は避難場所が使用不能になった場合あるいは避難場所に収容しきれなくなった場合には、野外に仮小屋を仮設し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

第6 避難所の開設

避難所の開設については、災害が大規模である場合には次の事項に留意する。

1 避難所の開設

市長は、災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護する。

2 避難所の周知

避難所には、その旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車、市防災行政無線及び有線テレビ（CATV）等を通じ避難所を周知させる。

3 避難所管理職員

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に避難担当の市所属職員を派遣し駐在させ、避難住民の管理に当たらせる。連絡員には市所属職員を当て、必要により消防団員を配置する。

4 救護所の設置

一般計画編第3章第13節「医療・助産計画」の定めるところに従い、救護所を設置する。

5 立入禁止区域の設定

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童、生徒と

の住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

6 避難住民の把握

避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、消防団員と協力して避難所を管理し、市災害対策本部と情報連絡を行う。

7 災害時要援護者対策

一般計画編第3章第31節「災害時要援護者及び外国人に係る対策計画」に従い、高齢者や障害者、乳幼児等の災害時要援護者のための福祉避難所を確保する。

8 仮設トイレの設置

断水等により水洗トイレが使用不能の場合は、避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

9 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほどプライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置等避難者への配慮を行う。

10 避難所における情報提供

避難所における混乱やトラブルを解消するため、避難所に収容されている被災者のために各種情報を適宜提供する。

時系列的にみた被災者への情報提供の内容

時 間	情報ニーズ	
地震発生直後	災害情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 何がおきたのか 2. 被害（災害）の全般の状況 3. 災害は今どうなっているのか 4. 家族の安否情報 5. 各自の今後の対応方法
地震発生直後 ～発生当日	災害回避情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 余震情報 2. 家族等の安否情報 3. 被害（災害）の全般の状況 4. 自宅の状況・安全性 5. 医療情報 6. 救助・救援情報 7. ライフラインの復旧見通し 8. 交通機関や道路の状況 8. 水・食料等の物資配布情報
発生翌日 ～1週間	避難生活情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 余震情報 2. ライフラインの復旧情報 3. 交通機関や道路の状況 4. 水・食料等の物資配布情報 5. 食料や生活物資の状況 6. 自宅の状況・安全性 7. 救援・救助情報 8. 医療情報 9. 家族等の安否情報 10. 行政の対応について
1週間～	生活維持情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水・食料等の物資配布情報 2. 健康相談に関する情報 3. 被害情報 4. 住居情報（仮設、市営他への移転） 5. 行政支援・援助情報 6. ライフラインの復旧情報 7. 入浴等避難所での生活改善に関する情報 8. 医療情報

11 避難所の管理運営

避難所責任者は、市が作成する避難所運営マニュアルに基づき、次のような避難所の管理運営を行う。

- (1) 避難対象地域からの避難者のほか、他地域からの避難者も収容するが、施設の収容能力が不足したときは、市本部に連絡し、指示を受けて収容者を他の避難所へ移送する手続きを行う。
- (2) 施設の職員、消防団、警察、自主防災組織、その他の協力を得て、避難所機能の維持と安全管理に努める。
- (3) 収容者に対し、避難指示の内容や理由、災害の見通し、被害状況、救援活動等を説明し、収容者の安心に努める。
- (4) 施設内の適切な部屋割りや生活救援物資等の支給等、収容者の居住性の向上に配慮する。

(5) 被災者のニーズの把握・調整を行う。特にニーズの把握には、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点などにも十分配慮する。

(6) 市本部は、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行う等の措置をとる。

(7) 避難所の運営にあたっては、被災者の健康維持に努め、特に災害時要援護者等には次のような措置を講じる。

ア 担当職員、介護職員、ホームヘルパー、民生委員等の訪問による実態調査の実施

イ 避難者の障害や身体の状態に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設（高齢者にあつては「介護施設等一時避難協定書」における協定締結先施設）等への速やかな移送

ウ 避難者の障害や身体の状態に応じて、保健師、介護職員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、市は、平素から資格者名簿の整理などの措置を講じておく。

エ 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

(8) 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等の利用可能な既存住宅のあっ旋により、避難場所の早期解消に努める。

(9) 収容状況の報告

避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し、市本部に対し一定の時間ごとに状況を報告する。

12 開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成しなければならない。

13 知事への報告

市長（災害対策本部長）は、避難所開設状況をまとめ、避難所開設の目的、避難所の箇所数、収容人員、開設期間の見込み等を京都府南丹広域災害対策支部長を通じて知事に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

14 その他の事項

(1) 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

ア 給水措置

イ 給食措置

ウ 毛布、寝具等の支給

エ 衣料、日用必需品の支給

(2) 避難所の管理に関する事項

ア 避難収容中の秩序保持

イ 避難者に対する災害情報の伝達

ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

エ 避難者に対する各種相談業務

第7 避難所の閉鎖

市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合、避難所の閉鎖を決定し指示する。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

第8 災害救助法による避難所開設基準等

災害救助法施行細則に示される避難所開設の基準は、一般計画編第3章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

第9 災害救助法による福祉避難所開設基準等

1 対象

高齢者、障害者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

2 設置方法

社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合、公的な宿泊施設又は旅館等を利用する。

3 開設期間

災害発生から7日間

第10 二次災害の防止

災害により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

第11 学校等における避難計画

保育所、幼稚園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期するものとする。

1 実施責任者

各学校長（保育所長、幼稚園長を含む。）

2 避難の順位

避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。

3 避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は、小・中学校にあつては教頭、幼稚園、保育所等にあつては上席職

員とし、補助員はその他の教職員とする。

4 避難誘導の要領、措置

- (1) 避難誘導に当たっては、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。
- (2) 避難はまず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断のうえ第2目標へ誘導する。
- (3) 避難に当たっては、充分状況判断のうえ、履物、学用品等の携行を考慮する。
- (4) 実施責任者は、避難誘導の状況を逐次市教育長又は市長に報告し、市教育長は市長又は保護者に通報する。
- (5) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

5 避難地の設定

避難地及び避難経路は1箇所だけでなく、状況に応じて変更できるよう、複数の候補を設定する。

なお、これらの設定に際しては、市防災計画の避難地と以下の事項とを配慮しなければならない。

- (1) 危険物貯蔵所等の近くでないこと。
- (2) 近辺の家屋・建築物から火災が発生しても安全性が確保されること。
- (3) 建築物等が倒壊・破損しても安全性が確保されること。
- (4) 傾斜地や埋立地でないこと。
- (5) 高压鉄塔・高压線等が周辺にないこと。
- (6) 深い穴、危険河川、低地、崩落しやすい急傾斜地の近くでないこと。

なお、市防災計画に準拠し、市、園部消防署、南丹警察署、自治会等と密接に連携して安全の確認に努めるとともに、避難地等については保護者に連絡して周知徹底を図る。

6 避難要領

大規模地震が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。混乱を招かないために、心理的にまず冷静になるよう指導する。

- (1) 地震発生時には児童生徒等の混乱が予想されるので、原則として一時机の下などに退避し、最初の大揺れがやむと同時に次の退避措置をとる。
- (2) 緊急事態の際は、学級又は学年単位で教職員の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。
- (3) 児童生徒等を掌握し（人員点呼）、常に安全を確認する。
- (4) 家庭への連絡と、児童生徒等の引渡しを確実にを行う。

第12 避難者健康対策

避難生活の長期化による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、避難者の健康保持を図る。

1 実施責任者

避難者の健康対策は、関係機関の協力を得て、市及び京都府がそれぞれの役割に応じ連携し実施する。

2 体制の整備

- (1) 市は、南丹保健所を始め関係機関などと連携し、協力体制を確保する。
- (2) 被害の程度に応じて、隣接する市町の自治体に支援を求める。

3 保健活動の実施

被災住民の健康相談等に対応するため、保健師、栄養士等による巡回健康相談チームを編成し、救護所及び福祉事務所等関係機関と連携しながら、被災者の健康保持のため以下の事業を行う。

(1) 活動体制

- ア 市は、被災者の状況等、被害の状況を速やかに南丹保健所長に報告するとともに、避難者の健康保持を図るため老人保健事業等、必要な保健サービスの復旧を図る体制づくりに努め、保健所に協力要請を行う。
- イ 避難所等における巡回健康診断・栄養相談を実施し、被災者のニーズを把握し被災者に対して必要な保健・医療・福祉のサービスが受けられるよう調整、支援を行うとともに、南丹保健所に設置される救護所等と連携し適切な治療につなげる。

(2) 事業内容

- ア 避難所等における巡回健康相談、被災地における一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導及び健康調査
 - (ア) 避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊産婦、障害者、難病患者、人工透析患者やその他疾病を持った人等の健康状況の悪化防止のために、巡回健康相談・栄養相談を実施するとともに、救護所等と連携して適切な治療に繋げる。なお、必要な処遇を充分に行えない高齢者については、「介護施設等一時避難協定書」における協定締結先施設等への移送を行う。
 - (イ) 被災地の一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導を通じて被災者のニーズを把握し、関係者、関係機関に情報提供を行うとともに、福祉との相互調整を図り、被災者に対して必要な保健・医療・福祉のサービスが受けられるように調整、支援を行う。
 - (ウ) 被災者の健康調査（栄養調査、歯科検診等）を関係機関の協力を得て行い、潜在的な健康障害を早期に発見して所要の措置を行う。
- イ 健康教育・健康づくりの集い等の開催

被災者が相互交流できる場を設定し、必要な健康情報を提供しながら、被災者のニーズに合わせた健康教育、健康相談を行う。

4 精神保健対策の実施

(1) 医療を必要とする避難者への対策

- ア 精神科救護所の設置

医療を中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、京都府は各京都府保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所等において巡回診療を行う。

イ 診療情報の管理

医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、京都府は京都府立精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。

情報センターは、当該センターに集約された情報を京都府保健所及び医療機関に対して定期的に提供し、医療を中断した被災患者等の医療の確保に資する。

(2) 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策

ア 関係者による支援組織の編成

保健、医療、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じたこころのケアのため、次の方策を検討・実施する。

(ア) 知識の普及・啓発

(イ) 巡回相談の実施

(ウ) 相談電話の設置

(エ) アルコール問題等への対応

イ 専門的なケアを必要とする者への支援

専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療につなげるための連絡調整員（保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、保健、医療、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

第13 帰宅困難者対策

1 目的

災害により、公共交通機関等の運休により帰宅困難となったもの（以下「帰宅困難者」という。）に対する対策として、関係機関と協力し帰宅の支援、情報提供等を行い、速やかに帰宅できるようにするとともに、帰宅困難者の当面の安全を確保する。

2 協定締結事業者

関西広域連携協議会（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、社団法人関西経済同友会、関西経営者協会、京都商工会議所、神戸商工会議所）が締結した「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」に基づき、締結事業者は帰宅困難者に対する帰宅困難者対策支援を行う。

※資料編3－(29) 「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」の協定締結事業者

第15節 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

食料については一般計画編第3章第9節「食料供給計画」を、飲料水については一般計画編第3章第11節「給水計画」を、生活必需品については一般計画編第3章第10節「生活必需品等供給計画」を、それぞれ準用するものとする。

第16節 災害時要援護者及び外国人に係る対策計画

一般計画編第3章第31節「災害時要援護者及び外国人に係る対策計画」を準用するものとする。

第17節 防疫計画

一般計画編第3章第14節「防疫計画」を準用するものとする。

第18節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

一般計画編第3章第16節「遺体の搜索、処理及び埋火葬計画」を準用するものとする。

第19節 公共土木施設等の応急対策計画

第1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

1 計画の方針

鉄道各社は、地震災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

2 地震発生時の列車の措置

西日本旅客鉄道株式会社は、列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時に、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。

なお、停車位置によって二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

在来線（JR線 福知山支社）

運 転 規 制	
速 度 制 限	運 転 見 合 せ
地震計が40ガル以上を示したとき。 震度計のない区域では指定駅での体感震度4と認められる場合。 （標準） 規制範囲内を初列車は15km/h以下、初列車が到着し異常がなければ次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下。	地震計が80ガル以上を示したとき。 震度計のない区域では指定駅での体感震度5弱と認められる場合。 （標準） 規制範囲内には列車は進入させない。規制範囲内を通過中の列車は15km/hで最寄駅に到着・運転中止。運転再開は左記と同様。

第2 公共土木施設

1 計画の方針

地震災害により、公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施行し、その機能の回復を図る。

2 河川等施設

(1) 堤防、護岸の破壊や崩壊等については応急締切り工事、ビニールシートによるクラックへの雨水浸透防止を行い、水門、排水ポンプ場等の破壊については土のうや矢板で応急締切り工事を行うとともに移動ポンプ車等により内水の排除に努める。

また、堤防、護岸などの被害状況を調査して、河川管理者通路や河川敷などを輸送路や避難地等に活用できるものについては、その空間確保に努める。

(2) 砂防設備、地すべり防止設備及び急傾斜地関係設備に破壊・破損等が生じた場合には、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。

(3) ダム管理者は、ダムの緊急点検を実施し、堤体の安定やその管理に重大な影響が及

んだ場合には二次災害防止のため、必要な措置をとるとともに、南丹市と連携を図り情報交換を行う。

3 道路及び橋梁

道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ京都府、国土交通省及び南丹警察署等と協議し交通規制を行うとともに、市民に的確な情報提供を行う。

なお、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は次のとおりとする。

(1) 第1次緊急輸送道路

- ・ 京都縦貫自動車道、国道9号、国道162号、国道372号

(2) 第2次緊急輸送道路

- ・ 主要地方道綾部宮島線、主要地方道園部平屋線、主要地方道亀岡園部線、主要地方道京都日吉美山線、府道園部停車場線

第3 農林水産施設

一般計画編第3章第25節「農林関係応急対策計画」を準用するものとする。

第20節 地震被災建築物等応急危険度判定計画

第1 計画の方針

地震等により建築物に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を行うことにより、居住者等の人命・身体の安全を確保する。

第2 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じて、京都府に地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、地震被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 判定コーディネーター

市は、職員及び市民に対し研修等を実施し、地震被災建築物応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）の養成に努める。判定コーディネーターは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）において、地震被災建築物応急危険度判定に関する事務、災害対策本部との連絡及び調整等に関する業務を行う。

第4 支援要請

市は、大規模な地震が発生した場合、家屋の倒壊等から市民の生命を保護するため、京都府に地震被災建築物応急危険度判定を実施するため、地震被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。京都府に派遣要請する場合には、以下の事項を明示する。

- 1 派遣日数
- 2 派遣人数
- 3 地震被災建築物応急危険度判定を実施するに当たり、必要な資機材等
- 4 地震被災建築物応急危険度判定士の宿泊場所等

第5 判定実施本部

1 判定実施本部の設置及び閉鎖

市は、地震被災建築物応急危険度判定を行うとき、災害対策本部長が災害対策本部とは別に判定実施本部を設置する。判定実施本部長には、災害対策本部副部長を充てる。

地震被災建築物応急危険度判定が終了した場合は、災害対策本部長が判定実施本部を閉鎖する。

2 判定実施本部の設置場所

判定実施本部の設置場所は、災害対策本部と同じ場所とし、総務部総務課とする。

3 報告

本部長は、判定実施本部を設置又は閉鎖したとき、知事に速やかに報告する。

4 判定実施本部の主な業務

判定実施本部の主な業務は、以下のとおりとする。

- (1) 地震被災建築物の被害状況の把握に関すること。
- (2) 判定実施計画の作成に関すること。
- (3) 判定活動環境（食料、宿泊等）の整備に関すること。
- (4) 判定実施計画及び実施状況の市民への周知に関すること。
- (5) その他判定実施本部長が必要と認めること。

5 判定実施本部要員

判定実施本部長は、事務を行うのに必要な範囲において、災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地本部員を指名する。なお、判定実施本部には、判定コーディネーターを常駐させるものとする。

6 資機材等

判定実施本部は、地震被災建築物応急危険度判定を行うに当たり、次の資機材等を用意する。

- (1) 判定調査表
- (2) 判定ステッカー
- (3) 判定街区マップ
- (4) 事務用品（ガムテープ、バインダー等）
- (5) 携帯電話

7 保険

地震被災建築物応急危険度判定士が、訓練活動及び判定活動において、負傷又は死亡した場合は、京都府が加入する保険を適用するものとする。事故の連絡を受けた場合、市は、速やかに京都府に報告する。

第6 公務員判定士の派遣

1 公務派遣

近畿ブロック内及び近隣ブロック等で地震が発生し、地震被災建築物応急危険度判定を行うに当たって、知事から公務員判定士の派遣要請を受けて市が公務員判定士を派遣する場合は、公務の扱いとする。

なお、公務員判定士の派遣にあたっては、業務に著しい支障が生じるなど正当な理由のある場合を除き、協力するものとする。

2 公務員判定士の身分保障

派遣される公務員判定士は、第4の7に掲げる保険以外に、通常公務である場合に適

用される公務災害等の保障を得られるものとする。

3 費用負担

市は、知事からの要請を受けて派遣する公務員判定士について、地震被災建築物応急危険度判定実施の間の給与及び諸手当、指定された第1次参集場所（京都府内）までの交通費、その他被災市区町村が負担すると定められている費用以外で必要と認められる費用を負担するものとする。

4 報告書

派遣された公務員判定士は、通常の業務に復帰後、速やかに市長に対し報告書を提出するものとする。

第7 被災宅地危険度判定の実施

市は、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じて、京都府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第21節 ライフライン関係施設応急対策計画

第1 計画の方針

地震の発生時には、各ライフライン関係機関は、直ちに被害調査、復旧作業を行うとともに、復旧状況を各防災関係機関に報告するものとする。また、復旧に当たってはライフライン関係機関相互の連携を密にし、ガスもれのところに電気を復旧させた為に火災等が発生するような事態に至らないよう留意する。

第2 電気施設関係応急対策計画（関西電力(株)）

1 地震災害により電気施設等が被災し、大幅な電力供給不足等の事態等が発生した場合、電力融通を迅速かつ円滑に行えるような体制を電力会社間で整備する。

また、施設被害状況の把握に努め、電力の円滑な融通を推進するよう地域電力協議会で対処する。

2 設備の運転保守

お客さまサービス及び治安維持上から原則として送電を継続する。また、建物倒壊等により運転することが危険であり、事故を拡大するおそれがあるか、運転不能が予測される場合は運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

さらに、通信については、常に回線の監視・試験を行い、また、移動無線機の活用を図る等の通信確保に努める。

3 被害情報の収集周知

非常災害対策本部において地震被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握して適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車等により被害状況や復旧見込等の周知を行う。

4 被害の復旧

非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各設備等の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、供給上の復旧効果が大きいものから行う。

5 復旧応援

被害が大きく、京都支店若しくは火力センターのみの要員では早期復旧が困難な場合は、他支店・支社又は協力会社等の応援を要請する。この場合、応援要員は上記対策本部長の指揮下に入る。

第3 上水道施設関係応急対策計画（上水道班）

1 被害情報の収集及び伝達

水道事業者等は、地震災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

2 支援要請等

水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請や、京都府を通じて他の水道事業者等に対する広域的な支援要請を行うものとし、道路管理者、ガス・下水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図るため、京都府水道震災対策行動マニュアル（平成21年9月改正）に準じた対応を図る。

3 災害広報

京都府及び水道事業者等は、上水道に係る各施設の被災状況及び復旧見込みについて、京都府とも連絡調整を図りつつ、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するように努める。

第4 下水道施設関係応急対策計画（下水道班）

1 被害情報の収集及び伝達

地震災害の発生時に、管渠・ポンプ場・処理場の各施設についての被災状況を京都府とも協力しながら早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

2 災害広報

下水道に係る各施設の被災状況及び復旧見込みについて、京都府とも連絡調整を図りつつ、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

3 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機構等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。

第5 通信施設応急対策計画（西日本電信電話(株)）

1 計画の方針

地震災害の発生時に電気通信施設及び放送施設が被災した場合に、通信回線並びに電波通信装置に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧及び中継所の仮設等を行って、通信・放送を確保する対策について定める。

2 通信施設

(1) 設備及び回線の応急措置

電気通信設備が地震により被災し、通信回線の機能が停止したときは、西日本電信電話株式会社の災害対策規定の定めるところにより、被災設備の復旧に関して応急措置を講じる。

(2) 回線の復旧順位

第1順位 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、

輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、
電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位 ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金
業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の
国又は地方公共団体

第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 営業所等建物の応急措置

地震災害により営業所等建物が被災したときは、応急復旧措置を講じるとともに当
該建物等の迅速な復旧が困難であるときには、他の建物等の利用・借入れ等を行い、
速やかに業務の再開を図る。

第2節 社会福祉施設応急対策計画

第1 計画の方針

地震災害発生時において、施設入所者の生命及び身体の安全確保を図り、かつ、社会福祉施設の機能を維持するための措置について定める。

第2 被災時の対策

1 実施責任者

各施設の施設長が地震災害発生時の応急対策を実施するものとし、必要に応じて、消防機関等の関係機関及び地域住民、自主防災組織等の協力を得る。

2 避難措置等

(1) 施設入所者及び利用者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の消防・災害対策計画に基づいて、敏速に安全な場所に避難させる。

また、防災関係機関への通報や情報提供に努めるとともに、組織的な応急活動体制の確保を図る。

(2) 日ごろから所在地域の自主防災組織と訓練等を通じ、避難対策を協議し、避難の際に必要な資器材の整備を図る。

(3) 通園施設にあつては、被災の状況に応じて施設長の判断により、臨時休園等の措置をとる。

第3 応急復旧

被害状況の調査結果に基づいて被害額、復旧方法等を検討し、応急復旧措置を講ずる。

1 応急援護

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合には、入所者の安全を考慮し、近傍の公共施設等の利用、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう施設長に対して指導助言をする。

なお、この場合において施設長は、状況に応じて関係機関等と緊密な連携を図る。

2 保健管理及び安全指導

入所者等の保健管理及び安全については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行う。

第23節 危険物等応急対策計画

一般計画編第3章第23節「危険物等応急対策計画」を準用するものとする。

第24節 住宅対策計画

一般計画編第3章第12節「住宅対策計画」を準用するものとする。

第25節 障害物除去計画

一般計画編第3章第17節「障害物除去計画」を準用するものとする。

第26節 廃棄物処理計画

一般計画編第3章第18節「廃棄物処理計画」を準用するものとする。

第27節 水防計画

第1 計画の方針

大地震発生時における水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通報、連絡及びダム又は水門もしくは閘門の操作、水防のための活動について計画するものであり、一般計画編第3章第7節「水防計画」によるほか、震災時における活動内容を定める。

第2 水防組織

大地震発生時の市の水防活動は、市及び消防団の連携により行うものとする。

第3 水防活動

大地震発生時の各防災機関の活動は、次のとおりとする。

1 京都府

近畿地方整備局から通報があった場合又は大地震により知事管理河川、ダム、ため池等において洪水又は浸水が発生し若しくは発生する恐れがあると認めた場合には、ただちに関係水防管理団体に通知するとともに、「京都府水防計画」により水防活動を行う。

2 水防管理団体等

水防管理団体は、大地震発生により水防警報等の通知を受けたとき又は危険区域の点検等により直接異常を発見したときは、ただちに水防活動を行う。

なお、水防活動を迅速かつ円滑に実施するため、水防資機材の備蓄、管内及び隣接市町内の建設業者の建設重機、応援体制を把握しておく。

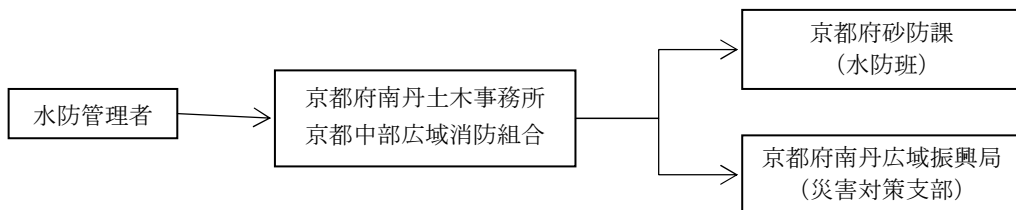
3 その他

ため池、樋門、閘門、排水機等の管理者は、大地震発生により、その管理する施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めた場合には連絡員を現地に派遣し、異常を発見したときにはただちに水防管理者並びに関係河川管理者に連絡する。

(1) 次の場合には、連絡系統図によりただちに報告する。

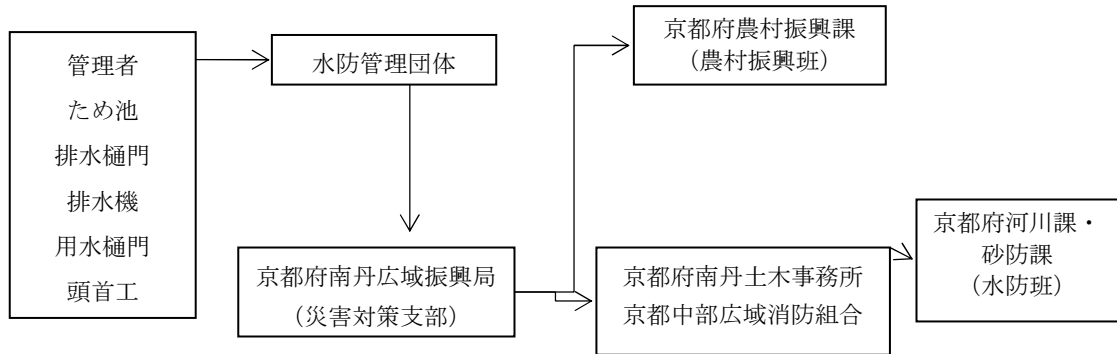
- ア 水防団（消防団）及び消防機関が出動したとき
- イ 水防作業を開始したとき
- ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

連絡系統図



(2) ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告する。

連絡系統図



(3) 決壊等の通報

大地震が発生したときに堤防あるいはため池が決壊し、又はその恐れのある事態が発生した場合、当該水防管理団体においては、水防法第25条の規定により、ただちにその旨を、京都府南丹土木事務所長及び京都府南丹広域振興局長及びはんらんする方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。京都府南丹土木事務所長においては、これをただちに京都府土木建築部治水総括室、警察署、又は直轄管理区間に係るものは国土交通省関係事務所、その他必要箇所連絡するものとする。

第28節 環境保全に関する計画

一般計画編第3章第32節「環境保全に関する計画」を準用するものとする。

第29節 文教対策計画

第1 実施計画

この節に掲げる事項以外の実施計画については、一般計画編第3章第19節「文教対策計画」を準用するものとする。

第2 事前計画の策定が必要な問題点

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教師の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行うものとする。

- 1 避難所の運営における教師の役割
- 2 児童生徒等の安否確認の方法
- 3 学校（園）機能を早急に回復するために、学校（園）内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- 4 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置

第30節 ボランティア受入計画

一般計画編第3章第33節「ボランティア受入計画」を準用するものとする。

第31節 義援金品受付配分計画

一般計画編第3章第29節「義援金品受付配分計画」を準用するものとする。

第32節 文化財等の応急対策計画

一般計画編第3章第34節「文化財等の応急対策計画」を準用するものとする。

第33節 り災証明の発行計画

一般計画編第3章第35節「り災証明の発行計画」を準用するものとする。